に掲げる調査事業所	る企業等の本所となる調査事業所の事業主	げる調査事業所に関する調査事項	臣及び経済産業大臣の使用に係る電子計算機に識別符号を用いて調査事項に係る情報を送信すること又は調査票に記入し、総務大臣及び経済産業大臣に当該調査票を提出すること。

［２・３　略］

（電磁的記録媒体による調査票の送付、回収又は提出の手続等）

第十四条　次に掲げる調査票の送付、回収又は提出の手続は、調査票に代えて電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）を使用して行い、又は行わせることができる。

一　第十条第一項（同項の表三の項から五の項までに係る部分に限る。）及び第十二条第一項（同項の表三の項から五の項までに係る部分に限る。）の規定による調査票の送付、回収又は提出の手続

二　前条第二項の規定による調査票（第十条第一項（同項の表三の項に係る部分に限る。）及び第十二条第一項（同項の表三の項に係る部分に限る。）の規定により回収又は提出の手続を行うものに限る。）の提出の手続

三　前条第三項の規定による調査票（第十条第一項（同項の表三の項及び四の項に係る部分に限る。）及び第十二条第一項（同項の表三の項及び四の項に係る部分に限る。）の規定により回収又は提出の手続を行うものに限る。）の提出の手続

２　前項の規定により電磁的記録媒体を使用して調査票の提出の手続を行う者は、総務大臣及び経済産業大臣の定めるところにより、当該電磁的記録媒体に、第十二条第一項（同項の表三の項から五の項までに係る部分に限る。）の規定により報告すべき事項を記録して、当該手続を行わなければならない。

［３　略］

（電子情報処理組織による調査票の送付、回収又は提出の手続等）

第十五条　次に掲げる手続は、調査票の送付、回収又は提出に代えて、調査事項に係る情報を送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して送信する方法により行い、又は行わせることができる。

［削る］

一　［略］

二　第十三条第二項の規定による調査票（第十条第二項及び第十二条第二項の規定により回収又は提出の手続を行うものに限る。）の提出の手続

三　第十三条第三項の規定による調査票（第十条第二項及び第十二条第二項の規定により回収又は提出の手続を行うものに限る。）の提出の手続

２　前項の規定により電子情報処理組織を使用して調査票の提出の手続を行う者は、総務大臣及び経済産業大臣の定めるところにより、第十二条第二項の規定により報告すべき事項を当該手続をする者の使用に係る電子計算機から入力して、当該手続を行わなければならない。

３　前二項の規定により行われた手続については、調査票により行われたものとみなして、この省令の規定を適用する。

に掲げる調査事業所	る企業の本所となる調査事業所の事業主	る調査事業所に関する調査事項	調査票に記入し、総務大臣及び経済産業大臣に当該調査票を提出すること。
七　第十条第一項の表七の項第一欄に掲げる調査事業所	七の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業又は外国の法人に関する調査事項及び七の項第二欄に掲げる事業主が管理する調査事業所に関する調査事項		

［２・３　同上］

（電磁的記録媒体による調査票の送付、回収又は提出の手続等）

第十四条　［同上］

一　第十条第一項（同項の表二の項、四の項及び六の項に係る部分に限る。）及び第十二条第一項（同項の表二の項、四の項及び六の項に係る部分に限る。）の規定による調査票の送付、回収又は提出の手続

二　前条第二項の規定による調査票（第十条第一項（同項の表二の項に係る部分に限る。）及び第十二条第一項（同項の表二の項に係る部分に限る。）の規定により回収又は提出の手続を行うものに限る。）の提出の手続

三　前条第三項の規定による調査票（第十条第一項（同項の表二の項及び四の項に係る部分に限る。）及び第十二条第一項（同項の表二の項及び四の項に係る部分に限る。）の規定により回収又は提出の手続を行うものに限る。）の提出の手続

２　前項の規定により電磁的記録媒体を使用して調査票の提出の手続を行う者は、総務大臣及び経済産業大臣の定めるところにより、当該電磁的記録媒体に、第十二条第一項（同項の表二の項、四の項及び六の項に係る部分に限る。）の規定により報告すべき事項を記録して、当該手続を行わなければならない。

［３　同上］

（電子情報処理組織による調査票の送付、回収又は提出の手続等）

第十五条　次に掲げる調査票の送付、回収又は提出の手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行い、又は行わせることができる。

一　第十条第一項及び第十二条第一項の規定による調査票の送付、回収又は提出の手続

二　［同上］

三　第十三条第二項の規定による調査票の提出の手続

四　第十三条第三項の規定による調査票の提出の手続

２　前項の規定により電子情報処理組織を使用して調査票の提出の手続を行う者は、総務大臣及び経済産業大臣の定めるところにより、当該総務大臣及び経済産業大臣の指定する電子計算機に備えられたファイルに、第十二条第一項及び第二項の規定により報告すべき事項をする者の使用に係る電子計算機から入力して、当該手続を行わなければならない。

［新設］